

ひがしどおり 議会だより

No. 7 9



東通原子力発電所 立地地域事務所開所式
(R4.3.27)

目次

- 第1回臨時会・・・P2
- 第2回臨時会・・・P3
- 第3回臨時会・・・P3
- 第1回定例会・・・P4～12



◆第1回臨時会

新型コロナウイルスのデルタ株による第5波が終息に向い、社会活動や経済の回復が見られておりましたが、オミクロン株により急速に感染が拡大し、社会を取り巻く環境や情勢が一変しました。このような状況を受け、村ではウィズコロナそしてアフターコロナを見据え村独自の政策で大学生や短大生等に加え、大学等卒業見込みの学生に対して一人当たり10万円、感染症に係る陽性者及び濃厚接触者等自宅療養者に対し、一人当たり5日分の備蓄食糧品を配布するための補正予算が提案され、原案どおり可決されました。補正予算は既定額に1,050万円を追加し、一般会計の総額は97億1,520万円となりました。

また、東通村固定資産評価審査委員会委員である坂本昭義氏の任期満了に伴い、選任の提案がなされ、原案どおり坂本昭義氏がその任に当たる案が同意されました。

議案番号	件名	議決の結果
議案第1号	東通村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	原案可決
議案第2号	令和3年度東通村一般会計補正予算(第14号)	原案可決



*** 議案に対する質疑 ***

●地花義照議員(中)

学生応援一時給付金の受付期間はいつまでなのか。また、卒業する学生は今後の社会活動に援助するという考え方でよいのかという質問があり、企画課長より受付期間は2月28日までとし、卒業生は就職活動や引っ越し等に費用が掛かるということで応援の意味から給付したい旨の回答がなされた。

●相内祥一議員(右)

家族の中に濃厚接触者とか自宅待機とされた人でも物資が支援されるのか、また、近くの家族、兄弟も含まれるのかという質問に対し、健康福祉課長より自宅療養を余儀なくされた方となり、保健所から5日分の備蓄食糧が配布されますが、それを補完するという形で村が5日分配布しますので、延べ10日分の食糧を備蓄できる量を供給したいと考えていると回答がなされた。

◆第2回臨時会◆

東京電力ホールディングス株式会社のオフィス棟及び住居・交流施設整備に伴い、村有地譲渡の申し出が提出されたことを受け、村から財産の処分について提案されました。

本案件は、3月15日に総務企画常任委員会を開催し、東京電力から説明を求めたうえで審議し、委員会として慎重審議した結果、施設整備計画及び土地価格に関して全会一致で承認となり、3月25日に開催された全員協議会の場で改めて全議員に説明されました。

質疑では、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり異議はなく、本案に賛成いたしますとの意見があり、原案どおり可決されました。

議案番号	件名	議決の結果
議案第27号	財産の処分について	原案可決



議会全員協議会で計画等を説明する、東京電力HD(株)青森事業本部の宗本部長



施設計画について質問する奥島貞一議員



施設計画に対して賛成意見を述べる川端一松議員

◆第3回臨時会◆

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴う村条例及び村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和3年度事務事業費確定に伴う村一般会計補正予算を原案どおり可決。

議案番号	件名	議決の結果
議案第28号	東通村税条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第29号	東通村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第30号	令和3年度東通村一般会計補正予算(第17号)	原案可決

令和4年3月 第1回定例会 (R4.3.4~14)

議案及び審議の結果

議案番号	件名	議決の結果
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて 令和3年度東通村一般会計補正予算(第15号)	報告
議案第3号	東通村監査委員の選任に関し同意を求めることについて	原案同意
議案第4号	東通村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	原案同意
議案第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案答申
議案第6号	東通村課設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	東通村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	東通村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	東通村消防団員の定員・任免・服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	東通村加工製品試作・研究施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原案可決
議案第11号	東通村観光振興条例を廃止する条例	原案可決
議案第12号	令和3年度東通村一般会計補正予算(第16号)	原案可決
議案第13号	令和3年度東通村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第14号	令和3年度東通村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第15号	令和3年度東通村介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第16号	令和3年度東通村下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第17号	令和3年度東通村水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第18号	令和4年度東通村一般会計予算	原案可決
議案第19号	令和4年度東通村国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第20号	令和4年度東通村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第21号	令和4年度東通村介護保険特別会計予算	原案可決
議案第22号	令和4年度東通村下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	令和4年度東通村水道事業会計予算	原案可決
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第25号	東通村消防団事務の委託について	原案可決
議案第26号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	原案可決
発議第1号	東通村予算審査特別委員会の設置に関する決議	原案可決

※東通村監査委員に東田伸也氏を選任

※東通村固定資産評価審査委員会委員に古川正人氏を選任

※人権擁護委員に澤頭進氏を推薦

* 一般質問 *

質問者	質問の要旨
3番 南谷宏三 議員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 岩屋バイパス海側への駐車スペースの設置について 2. 岩屋地区のバイパスへの上水道及び排水溝の設置について 3. 県道尻屋崎線ツクシ付近（灯台別れ付近）の冬期間の暴風雪対策について 4. 寒立馬の越冬放牧地アタカへの案内表示について



【南谷宏三議員の一般質問】

1点目の岩屋バイパス海側への駐車スペースの設置についてであります。岩屋バイパスは村内随一の観光地である尻屋崎へのルート上にあり、高台にあることから津軽海峡に浮かぶ漁船や遠くに望む北海道や風間浦方面の景色など、観光に訪れる人たちにとって海峡を一望できる絶景ポイントであります。しかしながら、雑木林に邪魔をされて美しい景色が堪能できないばかりか、道路に車やバイクを止めて景色を楽しむことは大変危険を伴います。そこで、車やバイクで訪れる人たちが一休みでき、安全に景色を楽しめる場所を設けることは、村の観光客増加のためにも大変有効であると考えますが、村長の考えはどうか伺いたいと思います。

続いて、2点目でございます。岩屋地区のバイパスへの上水道及び排水溝の設置についてであります。岩屋バイパスが出来たことによって、岩屋地区住民の中には、防災上、特に津波からの被害に遭わないため、バイパス付近へ住宅の新築や移転を検討している方が数名おります。ただ、現在はバイパス付近に宅地を造成しようとしても、上水道や生活排水のための排水溝がないことから、住宅を建てるには厳しい状況にあります。そこで、住宅の新築や移転を希望している人たちが安心して住めるように、岩屋バイパス沿いへの上水道と排水溝の設置が可能かどうか、その計画があるかどうかも含めて伺いたいと思います。

3点目ですが、県道尻屋崎線ツクシ付近（灯台別れ付近）の冬期間の暴風雪対策についてです。尻屋崎灯台別れ入口付近、通称ツクシと呼ばれるところは、冬場になると風速が20mから30mの強風が吹く場所でもあります。そのため、普段はあまり雪が積もらない場所ではありますが、風の状況によっては、大きな吹き溜まりが出来る場所でもあります。実際、私自身も吹き溜まりで雪に突っ込み、抜けられなくなったことから、何人かに手伝ってもらい、やっと脱出した経験があります。地元の私でさえ、そのような経験をしていることを考えると、冬期間に寒立馬を見るため訪れる観光客の安全のためにも、早急にその対策を講じるべきであり、村長のお考えを伺いたいと思います。

4点目であります。寒立馬の越冬放牧場アタカへの案内表示の設置についてであります。寒立馬の越冬放牧地アタカという場所の案内は、尻屋崎公園ビジターハウス付近から始まって、目的地までの距離を示す誘導案内板が数カ所設置されています。しかしながら、そのうち2カ所は尻屋地区の集落内に設置されており、むつ尻屋崎線のバイパス道を通って、漁港に至るルート上に案内看板がないことから、観光客がアタカに辿り着けずに戻ってしまったケースも散見されております。冬期間における東通村の観光客誘致では、アタカへの寒立馬の放牧が大きな役割を担っていることを考えると、誘導する大きくて、わかりやすい案内看板が必要であると思うが、村長の考えを伺いたいと思います。

畑中村長の答弁

第1点目の岩屋バイパス海側への駐車スペースの設置についてであります。尻屋崎へ向かう途中の岩屋バイパス海側一帯は高台であることから、漁業を営むための海上操業有無の確認と、晴れた日には津軽海峡と釜臥山、そして北海道を望める絶景が広がっているビューポイントでもあります。

村を代表する観光地である尻屋崎への観光ルートの一つのポイントとして、観光客への更なるPRになると見知しております。また、昨年6月定例会で南谷議員からご質問がありました、尻屋崎の整備についての中でもお答えしたとおり、通過型観光から滞在型観光へのシフトや施設整備などといった、村観光振興施策検討の一環に捉えられるよう、雪解け後に現地を確認しながら慎重に協議して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第2点目の岩屋地区のバイパスへの上水道及び排水溝の設置についてであります。村の上水道事業の経営については公営企業であるため、独立採算制を原則としております。現在、岩屋バイパス沿線に既存の住宅等はありませんが、岩屋バイパス全線約3kmに配水本管を布設するとなれば、概算で約2億円の事業費が必要となることから、事業経営としての採算性も考慮したうえで、当面は大口径の本管布設ではなく、その都度、個別の住宅建設に応じた管口径にて対応していきたいと考えており、排水溝の設置につきましても同様の考え方がありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の県道尻屋崎線・ツクシ付近（灯台別れ付近）の冬期間の暴風雪対策についてであります。県道むつ尻屋崎線、尻屋崎ビジターハウス付近の防雪柵は、冬期間の吹き溜まり等の雪害防止のために青森県が設置したものであります。設置年度は不明でしたが、25年以上経過していることを確認しており、当時も気象条件等を調査したうえで設置したものであると思われ。しかしながら、設置当時から現在までに、気象条件は劇的に変化しており、村としては青森県に防雪柵の現状を説明し、現地を確認してもらいながら冬場の安全確保のため、除雪対策などと併せて適正な対応を要望して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第4点目の寒立馬の越冬放牧地アタカへの案内表示の設置についてであります。議員ご指摘のとおり、尻屋地区を通る道路には、尻屋崎入口からアタカに向かう途中4カ所に誘導看板が設置されておりますが、新たに整備された漁港へのバイパス道路には設置されていないことから、来年度、寒立馬をアタカに移動する前に設置することといたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、南谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南谷宏三議員の再質問

前向きな答弁を承り、安堵しているところでございます。再質問であります。岩屋バイパスの駐車帯は観光客のための絶景ポイントだけではなく、岩屋、尻屋で漁業に携わっている者としては、沖の状況を目視できる重要な地点でもあります。これらのことを憂慮されまして、是非ともご検討をお願いしたいと思います。

2点目の岩屋バイパスへの水道事案であります。莫大な費用が掛かることは承知しております。そのために、岩屋バイパス方面への新築を断念しているケースも少なくありません。また、岩屋は防災の観点からも現在の集落に新築することは出来ず、リフォームという形で留まるしかありません。この質問に至った経緯は、結婚を機に新居を構えたいという住民からの要望でありました。岩屋地区では、バイパスに水道設備が整えば新築を希望するという

方々が少なくないと聞いております。これにより、人口減少にも歯止めがかかるのではと考えています。簡易的な形でも構いませんが一日も早い着工を願うばかりです。

3点目の吹き溜まりの件であります。私が体験した吹き溜まりは平地での積雪がほんの数cmでしたが、その日は台風並みの暴風で、ツクシの先の積雪は30cmから40cmになり、他では積雪がないため除雪車は来ないし、そこを通過しなければ陸の孤島となってしまいます。暴風雪柵の改良見直しをよろしく申し上げます。

4つ目のアタカへの案内板の件ですが、私個人の提案であります。東通村のPRマスコットかんだちくんの絵を看板に印刷してもらい、あとは矢印と距離を書くと一目瞭然で、目立ってわかりやすいと思いますので、併せてご検討をお願いいたします。

＊畑中村長の答弁＊

1点目の岩屋バイパス海側への駐車スペースの設置についてでございますが、議員ご指摘のとおり漁業を営む方にとっても大変重要な地点と理解しております。複数力所設けることが良好だと思っておりますが、まずは地点を絞りながら様々な用途に対応できるスペースを確保するというところから始めて行きたいと思っておりますので、雪解け後、現地を確認しながら様々な部分で検討して参ります。

2点目の岩屋バイパスの上水道及び排水溝の設置でございますが、ご指摘のとおり岩屋地区には海岸からほぼ距離もなく、海拔も低いことは認識しております。新築する際に、同じ場所ではなく、高台という希望もあることも、ケースとして伺っております。家を建てるのが先になる方もいると思っておりますが、岩屋地区の方々のご要望、ご意見を調査することも必要かと思われまので、動向も鑑みながら、出来るだけご期待に添えるように、費用は掛かりますけれども、小口径の物から対応していくということも選択肢にありますので、地元の方の要望をまず、優先的に聞きしたうえで、対応して参りたいと考えております。

吹き溜まりの件ですが、防雪柵も先ほど申しましたとおり、25年以上経過しております。気象条件等も変わってきておりますので、設置している場所、規模、高さ等、様々あると思っておりますし、最新型の防雪柵もいろいろ出ておりますので、その辺も検討しながら、何が適切か、場所を確認したうえで、一番適切な方法で設置していただけるよう、県に要望して参りたいと思っております。

4点目のアタカへの誘導看板でございますが、確かに漁港へ下がる新しい道路には無いことは承知しております。冬場、アタカへ来られる観光客も大勢おりますので、そういう方々のためにも、きちんとした案内標識、看板、先ほどお答えしました、かんだちくんや尻屋埼灯台のマスコットキャラクターもございますので、その辺も併せて観光客の方を安全に誘導でき、尚かつ、村をアピールできる看板にしていきたいと考えております。



一般質問

質問者	質問の要旨
2番 田村智和 議員	東通村と原子力発電所との共生について



【田村智和議員の一般質問】

今回は、東通村と原子力発電所との共生についてであります。

未だ、原子力発電所の再稼働及び工事再開は不透明なままです。

これにより、地域経済への影響は、ますます深刻な状況となっております。

このような状況を村はどのように理解しているのか。また、このような状況への対策等の考えはあるのかお伺いします。

畑中村長の答弁

東通原子力発電所の状況については、去る2月25日の東通村議会全員協議会において、東北電力、東京電力のそれぞれから説明をいただいたところであります。ご質問にありましたとおり、東北電力1号機の再稼働の具体的な時期、また、東京電力1号機の今後の見通しについては、未だに示されておられません。東北電力からは、この3年の繰り延べによる地域経済の影響評価について発注額、雇用数とも震災前後でほぼ同程度との回答がありましたが、私が東通円卓会議を始めとした村民、商工団体の皆様などからお聞きした地域経済への疲弊に対する悲痛な声とは、大きな乖離があると感じました。今後も、当事者間において、直接的な会話をを行い、様々な課題について関係者が一体となり、一つずつ解決していただけるよう、村も全面的に支援させていただきます。また、村財政への影響評価については現在、国の審査中でもあるため、現時点で各設備の固定資産税を算定することは困難であり、影響評価も難しいとの回答があり、東北電力が置かれている状況は理解できるところでありますが、数字の提示がなければ、評価することができないことから、今後、時間をかけて協議させていただきたい旨、東北電力に要請いたしました。

東京電力に対しましては、今後の見通しについて遅くとも令和4年内に示すよう要請いたしました。

一方、国においては昨年決定した第6次エネルギー基本計画において、原子力発電は2030年における重要なベースロード電源であるとともに、20~22%の電源構成が維持されましたが、国の試算によると、この電源構成比率を達成するためには、既に再稼働済みである10基のほか、審査は終了したものの未稼働である7基、東北電力1号機を含む審査中である10基、合計27基のすべてが2030年には稼働している必要があるとされています。この計画は、3年毎に見直しがされることから、現計画の3年間は東北電力1号機の再稼働、東京電力1号機の工事再開について、大きく前進させるための絶好の機会であると捉えており、度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、要望活動の実施が難しい状況ではありますが、早期の再稼働、工事再開への道筋を確実なものにするために、国、県、事業者との対話を深め、村議会を始めとした関係者の皆様とともに、立地村の立場から強く訴え、幅広い要望活動を展開し、持続可能な原子力との共生の実現を目指して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、田村議員のご質問に対する答弁といたします。

田村智和議員の再質問

私も村民の声を聞いていますが、現在の東通村は原子力発電所がある村とは思えない状況

となっています。最近では、原子力発電所が止まっていることに関心を示さない村民が増えています。また、東通村に原子力発電所があることの恩恵を感じていない村民も残念ながら増えているようです。

さらに、原子力発電所誘致に伴い、地域経済発展のために組織された東通商工事業協同組合では、発注額が年々減少していることにより、商店、民宿、企業等が廃業に追い込まれています。また、組合が掲げる組合員の相互扶助が崩れるような問題も増加していると聞き及んでいます。

様々な要因はあると思いますが、原子力発電所からの発注窓口となっている東通商工事業協同組合から組合員が退会をし、組合員数が減少するということは、あってはならない大きな問題であります。

村長、企業は人なり、人は財なり。村民が、原子力発電所の恩恵を感じなければ、原子力発電所との共生は成り立たなくなると、私は不安を感じています。

以上のような問題について、村長も聞き及んでいると思いますが、村長の忌憚のないお考えをもう一度伺いいたします。

畑中村長の答弁

議員ご指摘のとおり、全く経済も疲弊しており、全く先が見通せない状況が11年続いている状況でございます。私が昨年4月就任以来、東北・東京両電力には、常々申していることがございます。1点目は、議員ご指摘のとおり、原子力の立地である村であるということ、住民の皆様がその恩恵を享受できてこそ、原子力との共生ということであるということ、常々申しております。もう1点は、こういう停滞している時期だからこそ、両電力が政策の支援、人的支援、財政的支援をして、しっかりと支えていくことが、責務だろうということも常々申しております。

いずれにせよ、両電力も一生懸命、対応されていると思っています。ただ、規制委員会等、国もある話でございますので、事業者を責めるだけではなく、国もしっかりとした、地に足がついた原子力政策を進めて頂くということも、国に対して申さなければならないと私は思っておりますので、決して事業者の責任だけではなく、国、県、そして我々の責任でもございますので、その辺は、要望活動等、様々な活動をしていながら、国に対してしっかりと立地の思い、立地の悲痛な叫び声を伝えていくことも、一つ大事なことであると思っております。

田村智和議員の再々質問

村長、力強いお言葉ありがとうございます。

私は、村民ひとりひとりが、原子力発電所立地村としての恩恵を受け、真に豊かな生活が実現できる村政を期待します。村長には、その先達となっただき、原子力発電所との共生のため、力強い働きかけを望み、私からの一般質問を終わります。



一般質問

質問者	質問の要旨
4番 川村 隆 議員	原発の漁業補償に係る地域振興について



【川村隆議員の一般質問】

小田野沢漁業協同組合では漁業補償について、昭和59年9月14日の青森県知事斡旋を受け、補償額に不満を持ちながら、昭和59年11月19日に臨時総会を開催し、漁業補償と共同漁業権一部放棄を可決いたしました。これは振興策の兼ね合いがあったこそ、まとめることが出来たと確信いたしております。その後、共同漁業権のため、いろいろな問題が生じ、平成4年6月1日、第2回目の県知事斡旋見直し補償額が提示され、これを受け平成4年6月1日に青森県知事斡旋を受け、平成4年8月17日に臨時総会を開催し、原発関係議案が一括上程され、満場一致で可決されてから、早30年が経過しようとしている。この漁業振興策について、未だに手つかずが多く、特に、このような燃油の高騰に悩まされている今日、給油、灯油給油所、地下タンク50kℓ、1基については急を要するものと思う次第であります。

報道機関に目を向けると、平均価格を調査した石油情報センターは、ウクライナ情勢の影響で原油高により値上がりが続くと予想しております。当時、漁協の幹部として漁業補償交渉に当たった者としては、歯がゆい感じを持っている一人でございます。

原発立地に伴い、漁業権の一部消滅に関しては正組合員の3分の2の同意が必要な訳でございます。

その3分の2の同意を得るため、どれほど汗を流して、村の計画、あるいは電力の計画立案に協力し、特に、組合員の出稼ぎ対策においては、直接、関東方面に出向き、本人が働いている現場に赴いて説明をし、あるいは本人から苦情を聞き、非常に厳しい意見もあり、その対応にあたり、理解を得るため、努力をし、汗をかき、本人が納得するまで説明をした訳でございます。

それから漁業補償と振興策を抱き合わせて、東京電力、東北電力との交渉に当たった経緯があった訳でございます。3分の2はクリアしましたが、未だに50人の方が同意書を提出しておりません。このような厳しい状況があったことを、県、村、東京電力、東北電力は決して忘れてはいけないと思う次第でございます。

今となれば、不信感が募るだけで、誰を信用してよいものか、途方に暮れているのが現状の姿でございます。特に、振興策については、実現に向けて努力をするという確約書を取り交わしている訳でございますが、漁業者にとっては、絵に描いた餅にならないためにも、村長には特段のご配慮をお願いし、壇上からの質問を終わります。

畑中村長の答弁

東通原子力発電所に係る漁業補償については、沸騰水型軽水炉110万kW4基の建設計画に基づき、東北電力及び東京電力が昭和57年5月に関係6漁協に対し、漁業補償交渉を申し入れております。原子力発電所の地先となる、白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合においては、当事者間での解決が困難となったことから、昭和59年8月に両漁業協同組合及び両電力会社から、青森県知事に対し、斡旋を依頼しております。その後、紆余曲折を経ながらも、平成4年6月に青森県知事より斡旋の提示があり、関係者のご理解とご努力により、同年8月の漁業補償協定書の締結に至っております。

この青森県知事による斡旋においては、漁業補償金、漁業振興及び磯資源等倍増基金創設のほか、両電力から要望のあった漁業振興策については、関係者間で協議のうえ、誠意をもって実現に努力するとされています。

また、東北電力1号機を除く後続3基については、改良型沸騰水型原子炉へ変更するとともに、1基当たりの電気出力が138.5万kWへ増大することとし、温排水の影響範囲が拡大することから、両電力は平成11年7月に関係6漁業協同組合に対し、追加の漁業補償交渉を申し入れております。この追加の漁業補償交渉においても、当事者間での解決が困難となったことから、平成15年5月の変更漁業補償協定書の締結に至っています。

この村の仲介においては、追加漁業補償金のほか、両漁業協同組合から要望される漁業振興対策事業については、前回の漁業振興策の見直しとして、関係者間で誠意をもって協議すると提示させていただいています。

ご質問のありました、灯油給油所につきましては、追加の漁業補償交渉時における漁業振興策を見直した際に、新たな事業としてご要望のあったものとなります。

漁業振興策については、村内5つの関係漁業協同組合より多数かつ幅広い事業のご要望を頂いており、関係者間で協議し、電源三法交付金を始めとした、様々な財源を活用し、その実現に向け取り組んで参りました。

しかし、平成23年3月の福島第1原子力発電所事故による、東北電力1号機の長期の運転停止、東京電力1号機の本体工事開始の見合わせに伴い、漁業振興策を実現するための財源の確保が非常に困難となったことから、緊急性が高い事業を中心に取り組んできたものの、議員ご指摘のとおり、事業の進捗は停滞している状況となっております。

一方、昨年7月には、村内漁業協同組合で構成する村水産振興推進協議会において、福島第1原子力発電所事故から10年以上を経過したことから、未実施の漁業振興事業への対応についてご意見等をいただきました。

更に、追加の漁業補償交渉の妥結から約20年が経過し、漁業や漁村などを取り巻く環境も大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、関係者間における事業の進捗状況の共通認識を図るとともに、未実施事業の今後の進め方などを整理するため、関係漁業協同組合などから聞き取り調査を実施し、内容を東北電力・東京電力に対し提供したところです。

漁業振興策については、福島第1原子力発電所事故以降の約11年間にわたり、事業の進捗が停滞していたことに対し、現在、村政を預かる者として、深くお詫び申し上げます。

追加の漁業補償交渉時の村の仲介において提示させて頂いた、関係者間で誠意をもって協議するとの内容は、現時点においても、いささかも変化するものではなく、今後も、漁業振興策の早期の実現に向けて、関係者間で協議して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、川村議員のご質問に対する答弁といたします。

＊川村隆議員の再質問＊

村長から力強い言葉を頂きましたが、振興策、あるいはその他については、あまりにも時間が掛かり過ぎております。村長には毅然とした態度で、電力に対しては、いささかも弛みなく、交渉に当たってもらいたいと思います。

村長に、もう一度、力強い言葉をお願いします。

＊畑中村長の答弁＊

今まで半世紀に亘り、原子力と共に歩んできた村ですが、長い歴史の中で、川村議員はじめ、いろいろご努力、ご尽力された方々の力があってこそ、今があるということは常々認識しております。先ほど申し上げましたが、お約束申し上げたことは、いささかも弛むことが無いものと、私は確信しておりますので、情報は共有いたしました。

両電力にも漁業振興策の件は、既に提出しておりますので、今後、お互い、当事者の漁業協同組合様もお入りになると思いますが、細かい詰めをしていきながら、早期の実現に向けて、お互い努力していくことが必要と認識しておりますので、今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

東通原子力発電所 立地地域事務所内覧会・開所式



3月25日に村議会議員が立地地域事務所の内覧会を行いました。
【施設の主な概要】
イベントホール・展示ホール・テナント（マエダ百貨店出店）
【施設の場所】
東通村大字砂子又字里内（ひとみの里）
【施設開所日】
令和4年3月27日

開所式でイベントホールの命名者に記念品が贈呈されました。
＊イベントホール名
あがさいホール
＊命名者
東田綾菜さん

施設の合言葉は「ヒト・ワ・ミライ（人の和・輪が未来をつくる）」です

地域の皆様と一体となった「伝統の継承」や「未来をつくる」活動を通して、「賑わい」と「交流」そして、たくさんの笑顔が生まれる施設を目指します。